

平成30年度立入検査の実施について

1. 検査の概要

毎年11月は建設業取引適正化推進月間であり、県としても当該期間中、石川県知事許可の業者から無作為に10者ほどを選定し、今年度も次のとおり検査を実施した。

- ① H30年度実施期間：11/19～11/28
- ② 対象者：11者（各土木総合事務所管内より2者程度）
- ③ 検査内容：元請・下請間の取引の適正化と建設業法遵守の推進

2. 検査結果（主な指摘事項例）

項目	指摘事項	件数
【見積】	・書面により見積依頼をしていない	8件
	・最終見積書を徴収していない	5件
	・法定福利費の内訳明示が見積条件となっていない	10件
【契約】	・変更や少額の場合に、口頭にて契約している	5件
	・工事の着工後に契約を締結している	4件
【支払】	・労務費相当分を現金で支払っていない	1件
	・手形のサイトが120日を超えている	1件
【標識】	・標識が掲示されていない、又は掲示されているが不備がある	7件

※「2. 検査結果」については、文書による個別指導を行った。

3. 特記事項

現在、下請代金の現金払いや手形期間の短縮という改善を求めているところである。

こうした中で、今回検査を実施した11者のうち半分以上で、下請代金の支払いを全額現金払いにしていることを確認できた。こうした流れがさらに広まるよう、県としても周知等に努めてまいりたい。

4. 今後の課題

昨年度に引き続き、見積・契約書類の不備が目立った。見積・契約については、建設業法第19条、第20条等に規定があり、そのルールが定められている。元請・下請間のトラブル防止のためにも見積・契約を適正に行うよう、今後も周知を徹底したい。

また現在、法定福利費の内訳明示を見積条件とするよう改善を求めているところであるが、今年度の立入先11者中10者が法定福利費の内訳明示が見積条件となっていなかった。法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであり、法定福利費を必要経費として適正に確保するよう、こちらについても、周知を徹底したい。